

令和 6 年度第 19 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 1 月 7 日

担当部・課：建設部建築指導課〔内線 5676〕

① 件 名
建築確認申請手数料等の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 令和 4 年 6 月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」により、木造の構造計算を要する規模が引き下げられ、令和 7 年 4 月以降に着工する原則全ての建築物について建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられたことを受け、建築確認と併せて行う容易な省エネ基準審査が可能となった。 【目的】 改正法に基づき、石巻市建築基準等に関する条例の見直しを行い、適切な手数料の徴収を行う。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号） 石巻市建築基準等に関する条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 269 号） 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号） 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 4 年 6 月 改正法の公布 令和 6 年 1 月 建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の設定（国土交通省住宅局 参事官事務連絡）
⑤ 主な内容
（１）建築確認等に係る手数料区分の細分化 木造の構造計算が必要な規模が 500㎡を越えるものから 300㎡を越えるものに引き下げられたことを受け、手数料区分を細分化する。 （２）建築確認と併せて行う容易な省エネ基準審査手数料の追加 住宅のうち、省エネ基準を仕様基準により適合させる場合の加算手数料を追加する。 ※仕様基準とは、屋根や壁等の部材ごとに定められた数値を満たすことで計算を行わずに省エネ基準への適合を確認できるものである。 （３）完了検査と併せて行う省エネ基準適合検査手数料の追加 完了検査手数料について、省エネ基準適合の検査を実施する場合の加算手数料を追加する。 ※各手数料の詳細は、別紙のとおり （４）その他 法改正によって項ずれが生じるため、文言の整理を行う。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 申請区分に応じて、適切な手数料を徴収することができる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討
【宮城県内の特定行政庁の施行状況】 宮城県、仙台市 令和6年第4回定例会にて提案（令和7年4月1日施行予定） 塩竈市、大崎市 令和7年第1回定例会にて提案（令和7年4月1日施行予定）
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和7年2月 市議会第1回定例会に石巻市建築基準等に関する条例の一部改正について提案 （施行予定年月日：令和7年4月1日）
⑨ その他